

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 茅ヶ崎市（以下「発注者」という。）がこの契約において個人情報（特定個人情報を含む。）以下同じ。）を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、茅ヶ崎市個人情報保護条例（平成8年茅ヶ崎市条例第10号）その他個人情報の保護に関する法令等（特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年茅ヶ崎市条例第46号）を含む。以下、同じ。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

- 第2条 受託者は、この契約における業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を特定しなければならない。
 - 3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
 - 4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について発注者に報告しなければならない。
 - 5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、発注者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について発注者と受託者とが協議して決定する。
 - 6 受託者は、第4項に基づく報告の内容に変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。

(秘密等の保持及び従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約の管理責任者及び従事者に対し、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(個人情報の受領)

第4条 受託者は、発注者からこの契約による業務を処理するために個人情報が記録された、文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（以下「資料等」という。）提供されたときは、発注者に受領書を提出する。

(収集の制限)

第5条 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第6条 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理する以外の目的のために個人情報を利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を処理するにあたって発注者から提供された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、業務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第8条 受託者は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を処理するために発注者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(情報システムで取り扱う個人情報の安全管理)

第9条 受託者は、資料等を情報システムにより取り扱う場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 情報システムに暗証番号等を使用してアクセス権限を識別する機能を設定し、アクセス状況を記録すること
- (2) 情報システムへの外部からの不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止すること
- (3) 情報システムに不正プログラム（不正かつ有害な動作を行う意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なプログラムという。）をインストールしないこと
- (4) 前条に基づく発注者からの承諾による資料等を持ち出すときは、暗号化処理を行うこと

(再委託の禁止等)

- 第10条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報取り扱う業務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該業務に関する行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに受託者が指示する事項について再受託者と約定しなければならない。
- 4 受託者は、再受託者の業務の履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の約定において、受託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第11条 受託者は、この契約による業務を処理するために発注者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- 2 受託者は、第7条ただし書に基づき複写し、又は複製した資料等をこの契約が終了し、又は解除された後直ちに廃棄し、又は消去しなければならない。
- 3 受託者は、前項の資料等を廃棄する場合、物理的に破壊するなど資料等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 受託者は、第2項の電子計算機に記録された資料等を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では資料等が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 受託者は、第2項の資料等を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。

(報告及び検査)

- 第12条 発注者は、委託契約期間中の個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 発注者は、委託契約期間中の個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

- 3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、発注者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第13条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに当該事故の内容、経緯、被害状況等を発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 受託者は、前項の事故が生じ、又は生ずるおそれがあった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講じなければならない。

(研修の実施)

第14条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項についての教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 受託者は個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める教育及び研修を実施させなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第15条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約による業務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。